

NEWS RELEASE

平成27年10月15日

一般社団法人 信託協会

規制改革に関する提案を提出

一般社団法人 信託協会（会長 常陰 均）では、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府 規制改革推進室宛てに「規制改革に関する提案」を提出いたしました。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

1. 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し
2. 投資一任口座で行う投信取引に係る取引報告書（契約締結時交付書面）の交付義務の緩和【新規】
3. 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化
4. 中退共解約前から実施する確定給付企業年金および確定拠出年金への解約手当金の移 換
5. 厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合における計算基準日の設定要件緩和【新規】
6. 基金型確定給付企業年金の設立認可の申請手続きの緩和【新規】
7. 規約型確定給付企業年金における統合後の制度存続等【新規】
8. 厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し
9. 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和
10. 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について
11. 確定給付企業年金制度（厚生年金基金制度）から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて
12. 確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化
13. 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換

なお、各項目の概要につきましては、別添をご参照ください。

（注） 【新規】は新規提案項目。その他は、継続提案項目。

本件に関する照会先：

（一社）信 託 協 会

総務部（広報担当） 兼田、三島

企画室 若林

電話 03-6206-3992

規制改革に関する提案

1. 独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し

- ・独占禁止法第 11 条に定める議決権保有規制については、平成 26 年 4 月 1 日付「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。
- ・独占禁止法第 11 条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し 5%以内)。
- ・信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。
- ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図るにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。
- ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。
- ・については、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第 11 条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。

{根拠法令等}

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条

2. 投資一任口座で行う投信取引に係る取引報告書(契約締結時交付書面)の交付義務の緩和

- ・投資一任口座(いわゆるラップ口座)で行う投資信託等の有価証券の取引は、顧客との投資一任契約に基づき、投資運用業者(投資運用業を行う金融商品取引業者等)の投資判断により行われるものである。また、法令では、投資運用業者は、6ヶ月を超えない範囲において、定期的に運用報告書を作成し、顧客宛て交付しなければならないと定めら

れており、当該運用報告書には取引の内容および運用財産の状況が記載される。

- 一方で、金融商品取引法では、金融商品取引業者等は金融商品取引契約成立後、遅滞なく契約締結時交付書面を顧客宛て交付しなければならないと定められている。そのため、投資一任口座で行う投資信託の取引の場合でも、投資信託の販売会社は、取引の都度、取引報告書（契約締結時交付書面）を顧客宛て交付しているが、以下のような顧客苦情および業務負担・コストが生じている。
 - 「投資一任契約を締結しその契約の範囲内で投資判断を一任しているにもかかわらず郵送物が多い。」「投資判断を任せているのだから、個々の取引について書類を送られてくることが理解できないし、また書類を見ても資産全体の運用内容はわからない。」といった顧客苦情が多く寄せられており、それらを理由に解約を希望される場合もあり、断片的な情報提供が顧客の投資一任口座全体の運用状況に対する理解を妨げている可能性がある。
 - 定期的にポートフォリオの見直しを行う投資一任口座において、取引の都度、取引報告書の交付を行うことは、業務負担とコストがかかる。
- ついては、顧客理解の促進および業務負担・コスト軽減の観点から、取引報告書を一定期間（例えば、月次・四半期等）分まとめて交付することを可能とする等、取引報告書の交付義務を緩和していただきたい。

{根拠法令等}

金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項

3. 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化

- 確定給付企業年金法第 41 条第 4 項の規定により、同法第 27 条第 3 号に該当することとなった者（使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者）は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。
- 一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態（未請求状態）となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化が望まれ、当該者について、脱退一時金の支給の繰下げを認めていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第 27 条第 3 号、第 41 条第 4 項

4. 中退共解約前から実施する確定給付企業年金および確定拠出年金への解約手当金の移換

- 中小企業退職金共済契約者が中小企業者でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後三月以内に確定給付企業年金または確定拠出年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金または確定拠出年金に移換することが可能とされている。

- ・ 共済契約の解除は共済契約者の選択ではなく中小企業者でない事業主となったことによるものである。
- ・ 被共済者の老後の所得確保の観点に鑑みて、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金および確定拠出年金に移換することを可能としていただきたい。

{根拠法令等}

中小企業退職金共済法第 17 条第 1 項、中小企業退職金共済法施行規則第 33 条、確定給付企業年金 Q & A No. 78、確定給付企業年金法第 56 条第 3 項、確定拠出年金法第 54 条

5. 厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合における計算基準日の設定要件緩和

- ・ 年金財政に与える計算基準日から制度実施日までの期間の影響は、厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施する場合と代行返上で変わらないと考えられる。
- ・ 厚生年金基金を解散して新規に確定給付企業年金制度を実施するケースにおける計算基準日についても、代行返上の場合と同様に、確定給付企業年金制度実施日前 1 年 6 ヶ月以内の厚生年金基金の事業年度末日とする取扱いも認めていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行規則第 49 条第 1 号、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成 26 年 3 月 24 日）第 17 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第 49 条第 3 号

6. 基金型確定給付企業年金の設立認可の申請手続きの緩和

- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、基金型確定給付企業年金を新設し、厚生年金基金の残余財産を交付する事例が増加しており、新設の際の手続きの簡素化が必要である。
- ・ 理事長選任までの間は、申請者が理事長とみなされることとなっており、全事業主を申請者とする現状においては、理事長とみなされる者が複数名（場合によっては数百名）存在することとなる。基金設立当初において、理事長の職務を円滑に遂行する必要がある。
- ・ 複数の事業主が共同で設立する基金型確定給付企業年金において、代表事業主を設け、当該代表事業主が申請者として設立認可申請を行うことを認めていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第 14 条、確定給付企業年金法施行規則第 11 条

7. 規約型確定給付企業年金における統合後の制度存続等

- ・基金型確定給付企業年金の合併の場合、被合併基金の一つを存続基金とし、他方を承継する変更が可能とされている。この場合、制度変更として規約は一部変更を行い、別途積立金がある場合は引き続き留保が可能となり、存続基金に非継続基準抵触に伴う特例掛金の拠出がある場合はこれを継続することとなる。規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合や、その逆の場合も同様の取り扱いとなる。
- ・規約型確定給付企業年金の統合の場合、被合併制度はいずれも存続が認められないため、制度変更ではなく制度新設と取り扱う必要がある。よって、規約は一部変更ではなく全部を新たに定め、別途積立金がある場合はこれを全額取り崩すこととなり、非継続基準抵触に伴う特例掛金の拠出は廃止となってしまふ。これは、相対的に規模が大きい規約型確定給付企業年金が小さい規約型確定給付企業年金と統合する場合であっても同様となる。手続き等が煩雑となるだけでなく、健全な財政運営を継続する支障となることもあるため、基金型の合併等との整合性の観点からも、規約型確定給付企業年金の統合について、基金型確定給付企業年金の合併あるいは規約型確定給付企業年金に基金型確定給付企業年金を移行する場合等と同様に、統合後の制度存続を可能としていただきたい（分割も同様）。
- ・上記取り扱いが不可の場合は、規約型確定給付企業年金のすべての加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を、他の規約型確定給付企業年金に移転する取り扱いを可能としていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第 74 条～第 77 条、第 79 条～第 81 条

8. 厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し

- ・設立事業所（確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。）の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。
 - (1) 特別掛金収入現価にその他の不足額（繰越不足金など）を加算した額（継続基準上の積立不足額）を基に計算する方法
 - (2) 非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法
 - (3) 特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法（ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能）
- ・(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額（繰越不足金など）を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。
- ・一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額 > (2)により計算する額 > 特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額（繰越不足金など）を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。
- ・より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額（繰越不足金など）を加味できないことは合理的ではない。

- ・(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。

{根拠法令等}

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第32条の3の3第1項、確定給付企業年金法施行規則第88条の2第1項

9. 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和

- ・確定給付企業年金の老齢給付金（一時金）の上限額の計算に係る予定利率は「(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率」、「(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率」のいずれか低い率とされている。
- ・資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため、(3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)～(3)のいずれか低い率としていただきたい。（厚生年金基金の加算部分も同様）。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行規則第24条の3、「厚生年金基金の設立要件について」（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）第二三(10)⑥

10. 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について

- ・確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能である。
- ・各加入者の移換相当額の一部に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられる。
- ・各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該額の企業年金連合会への移換についても移換可能としていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行令第54条の2、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第41条の4

11. 確定給付企業年金制度（厚生年金基金制度）から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて

- ・確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合（制度終了・解散の場合を除く。）の同意手続きは、①企業型年金移換対象者の1/2同意、②企業型年金移換対象者以外の1/2同意となっている。
- ・②の同意は、企業型年金へ移換する原資を移換対象者以外の者にも確保したうえで、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられ、平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない状態（積立不足がある状態）が許容されることとなったことにより、本施行令の改正以前と同様の意味での同意手続きは不要と考えられる。
- ・上記の他、積立金の変動により掛金に影響を受ける可能性があるために同意を取得することが考えられる。確定給付企業年金に残存する者にとって同様のケースとして、事業所脱退に伴い、他の確定給付企業年金へ権利義務移転するケースや、事業所脱退に伴い、給付を行うケースが想定されるが、いずれも確定給付企業年金に残存する者からの個別同意は必要とされていない。
- ・②の同意は必ずしも必要とは考えられないことから不要としていただきたい（厚生年金基金制度についても同様）。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第82条の2第2項、確定給付企業年金法施行令第54条の3第2項、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第144条の5第2項

12. 確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化

- ・確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。認可/承認申請に際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。
- ・あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。
- ・昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事象が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の負荷が高いのが現状である。
- ・企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。
- ・「中途脱退者」の「脱退一時金相当額の移換」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。
- ・規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。
- ・また、規約に定めた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。
- ・あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。
- ・なお、権利義務移転・承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、「脱退一時金相当額の移換」における加入者期間の要件（＝規約で定める老齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと）を削除することもあわせて検討いただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法施行令第 49 条第 2 号、第 50 条、第 50 条の 2

**13. 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への
脱退一時金相当額の移換**

- ・ 確定給付企業年金の中途脱退者は、確定拠出年金法第 2 条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができることされている。
- ・ 企業年金制度の再編等に伴う事業所脱退など本人の選択の余地なく中途脱退が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の通算により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者について、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが可能としていただきたい。

{根拠法令等}

確定給付企業年金法第 82 条の 3 第 1 項